

◎新潟県告示第667号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年5月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 十日町塩沢線
- 2 供用開始の区間
十日町市字下高坊主戊1864番2から同市字中山口己966番1まで
- 3 供用開始の期日 令和5年5月30日